

建蔽率に関する許可手続き要領

1. 事前相談

許可申請の手続きにあたっては、関係資料を持参のうえ、計画調整局建築指導部建築企画課（市役所庁舎3階）に事前相談を行うこと。

なお、基本計画の了承にあたっては、資料の提出後現地調査等を行ってから判断するため、資料の提出だけでの了承はできません。

2. 事前相談に必要な資料

- (1) 付近見取図（縮尺 1/1000 程度）
- (2) 敷地測量図
- (3) 壁面線指定概略図
- (4) 現況写真
道路、現況建物、空地の状況が把握できるようにすること。
- (5) 建築計画図

3. 基本計画の提出

基本計画については、次に掲げる図書を作成し、提出すること。

- (1) 付近見取図（縮尺 1/1000 程度）
- (2) 壁面線指定概略図
- (3) 配置図（縮尺 1/200 以上）
- (5) 各階平面図（縮尺 1/200 以上）
- (6) 2面以上の立面図（縮尺 1/200 以上）
- (7) 2面以上の断面図（縮尺 1/200 以上）
- (8) 主要構造部の詳細図（耐火リスト）

4. 基本計画の了承

基本計画の協議は、建築審査会（通常毎月第1月曜日）の前月の第1金曜日までに終了すること。

5. 許可申請書の提出

許可申請書については、次に掲げる図書又は書面を作成し、提出すること。

- (1) 許可申請書
- (2) 委任状
- (3) 添付図書

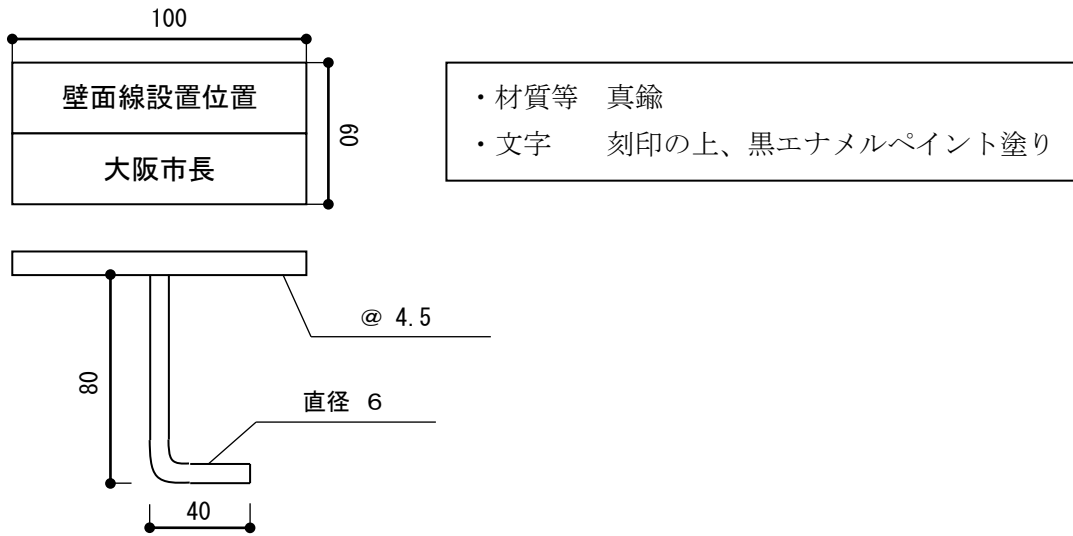
	図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1	設計概要書	—	申請者名、敷地の位置、建築物の用途、構造、階数 敷地面積、建築面積、延べ面積 都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める地域地区
2	用途地域図	—	—
3	付近見取図	1/1000 程度	方位、道路、目標となる地形、地物

4	配置図	1/200 (1/300) 以上	縮尺、方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員壁面線の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別建築物の位置、用途及び隣地境界線からの後退距離
5	各階平面図	1/200 (1/300) 以上	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置
6	2面以上の立面図	1/200 (1/300) 以上	縮尺、開口部の位置
7	2面以上の断面図	1/200 (1/300) 以上	縮尺、軒及び庇の出、軒の高さ、建築物の高さ
8	シックハウス対策関係図書	—	〔「確認申請書作成の手引き」の「確認申請書添付図書の明示事項について」のうち、シックハウス対策関係図書の項を参照すること。〕
9	構造詳細図 (耐火リスト)		縮尺、主要構造部の仕様
10	日影図	1/200 (1/300) 以上	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表(〜)項に掲げる日影図
	道路現況図	1/500	真北ライン (財)大阪市建築技術協会建築確認検査センターで販売している1/2500の白地図を1/500に拡大して使用する。
11	敷地面積、建築面積 延べ面積求積図	1/200 (1/300) 以上	—
12	その他 敷地の現況及び建築物の用途、規模、形態等により市長が必要と認める資料。 (例) 官民境界明示書		
※なお、1～11の各図書は、図書右下に設計者の氏名を記入すること。			

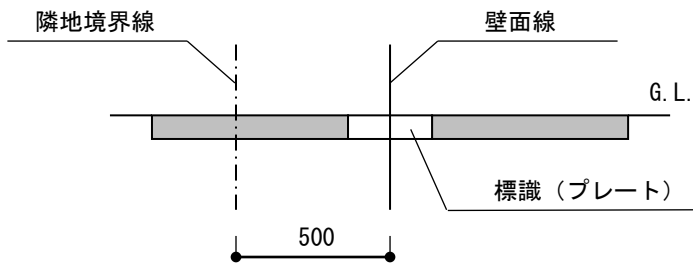
6. 標識（プレート）の仕様

許可基準に定める標識（プレート）は、次によるものとする。

(1) 形状、寸法



(2) 設置方法



(3) 設置位置

